

入所申込み方法

入所手続き

入所申込みに関しては横浜市では一括して「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」にて行っております。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

*入所申込みができる方

- ①要介護3以上の認定を受けている方
- ②要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方（次の「特例入所の要件」のいずれかに該当する方）

【特例入所の要件】

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯又は同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。